

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡県飲用井戸等衛生管理指導要綱の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和8年1月27日(火)から令和8年2月26日(水)まで

3 提出された意見の件数

1件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	<p>水質基準項目の「,」「及び」「並びに」の構造に伴う表化について</p> <p>もともとの「水質基準に関する省令」の上欄ですでに「及び」を使用していることから、文章の区切り位置が非常に分かりにくい状態となっています。「水質基準に関する省令」の表自体を別表として独立させ、列としてチェック項目や○×などで適用する項目を表としてまとめ、条文そのものには、「別表に定める水質基準項目のうち、」などと端的にまとめてはいかがでしょうか。</p>	規則等の内容に反映する。	意見をふまえ、必要な水質検査の項目については文章での表記を避け、箇条書きにしました。